附則第十二条第一項中「第二十七条の十」の下に「（第二項及び第三項の表第八十条第一項の項に係る部分を除く。）」を加え、「同条第二項中「法第六十八条の十四第五項」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第五項」と、「法第六十八条の十四第二項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の十四第二項」と、」を削り、「表中「租税特別措置法」とあるのは」を「表（第八十条第一項の項を除く。）中「租税特別措置法」とあるのは、」に改め、同条第二項の表第二十三条第一項の項を削る。

第五条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条を次のように改める。

第十六条　削除

附則第二十二条を次のように改める。

第二十二条　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中租税特別措置法施行令第四十条の八第三項の改正規定（「第百十七条第六項」を「第百十七条第七項」に改める部分に限る。）、同令第四十条の八の二第五項の改正規定（「第百十七条第六項」を「第百十七条第七項」に改める部分に限る。）、同令第五十一条の三を同令第五十一条の四とする改正規定、同令第五十一条の二を同令第五十一条の三とする改正規定及び同令第五十一条の次に一条を加える改正規定　平成二十七年五月一日

二　第一条中租税特別措置法施行令第二十五条の八第十三項の改正規定、同令第二十五条の十の五第二項の改正規定、同令第二十五条の十一の二第十八項の改正規定（「及び第二項」の下に「、第百五十三条の二第一項、第百五十三条の三第一項」を加える部分に限る。）、同令第二十五条の十二の二の改正規定、同令第二十六条の二十三第五項の表の改正規定（「第百五十五条」を「第百五十三条の二第一項、第百五十三条の三第一項、第百五十五条」に改める部分に限る。）、同令第二十六条の二十六第九項の改正規定（「第百五十五条」を「第百五十三条の二第一項、第百五十三条の三第一項、第百五十五条」に改める部分に限る。）、同令第二十七条の改正規定、同条を同令第二十六条の八の四の改正規定及び同令第四十条の八の七第十六項の改正規定並びに附則第十六条、第二十条及び第二十一条の規定　平成二十七年七月一日

三　第一条中租税特別措置法施行令第四十六条の四第二項の改正規定　平成二十七年十月一日

四　次に掲げる規定　平成二十八年一月一日

イ　第一条中租税特別措置法施行令の目次の改正規定（「第五条の二の二」を「第五条の二の三」に改める部分に限る。）、同令第四条の二の改正規定（同条第一項第一号に係る部分、同条第二項に係る部分及び同条第九項の表に係る部分を除く。）、同令第二章第一節中第五条の二の二の次に一条を加える改正規定（同条第十一項第二号に係る部分、同条第十二項第三号中「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の六の七」に、「同条第十二号の七の三」を「同条第十二号の七」に改める部分、同項第七号中「第四十二条の四第十二項第五号」を「第四十二条の四第六項第四号」に、「第六十八条の九第十二項第六号」を「第六十八条の九第六項第四号」に改める部分及び「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の六の七」に、「同条第十二号の七の三」を「同条第十二号の七」に、「及び当該個人」を「、当該個人」に改め、「ある法人」の下に「及び当該個人が非居住者である場合の所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等」を加える部分並びに同項第八号に係る部分を除く。）、同令第五条の三の二を削る改正規定、同令第五条の四の改正規定（同条第一項に係る部分、同条第二項に係る部分、同条第三項に係る部分及び同条第十一項中「同条第一項第一号イ」及び「同号イ」の下に「又はロ」を加える部分を除く。）、同令第五条の五（見出しを含む。）の改正規定、同令第五条の六の二を削る改正規定、同令第五条の六の三の見出しの改正規定、同条の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第八項を削る部分を除く。）、同条を同令第五条の六の二とする改正規定、同令第五条の六の四の改正規定、同条を同令第五条の六の三とする改正規定、同令第五条の六の五の改正規定、同条を同令第五条の六の四とする改正規定、同令第五条の七の改正規定（同条第三項中「第十条の五第五項」を「第十条の四第七項、第十条の五第九項」に改める部分を除く。）、同令第六条の五を削り、同令第六条の六を同令第六条の五とする改正規定、同令第六条の七を削る改正規定、同令第六条の八第一項の改正規定（「第十三条の二第一項」を「第十三条の二第一項」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定（「第十三条の三第一項」を「第十三条の二第一項」に改める部分に限る。）、同条を同令第六条の六とする改正規定、同令第十八条の五の見出しの改正規定、同令第十九条の四の改正規定（同条第十一項に係る部分を除く。）、同令第二十条第三項の改正規定、同令第二十五条の九の改正規定、同令第二十五条の九の二第一項の改正規定、同令第二十五条の十一第六項の表第十五項の表第百二十三条第一項及び第二項第三号から第五号までの項、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ並びに第百六十条第四項第二号イ⑵の項及び第二百三十二条の項の改正規定、同条第七項の表第十五項の表第百二十三条第一項及び第二項第三号から第五号までの項、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ並びに第百六十条第四項第二号イ⑵の項及び第二百三十二条の項の改正規定、同条第十七項の改正規定、同条第十八項の改正規定（「及び第二項」の下に「、第百五十三条の二第一項、第百五十三条の三第一項」を加える部分を除く。）、同条第十九項第二号の改正規定、同条第二十項の改正規定（同項の表以外の部分、同表第二百六十二条第一項及び第二項の項に係る部分及び同表第二百六十二条第三項の項に係る部分に限る。）、同条第二十二項の改正規定、同令第二十五条の十三第五項の改正規定（「第九項」を「第九項第一号」に改める部分に限る。）、同条第九項の改正規定、同令第二十五条の十三の二第三項の改正規定、同令第二十五条の十三の三第一項の改正規定、同令第二十五条の十三の四第一項の改正規定、同令第二十五条の十三の七の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第二十五条の十四第二項の改正規定（「第二十七条の十四の二第四項」を「第二十七条の十四の三第四項」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定（「第三十七条の十四の二第五項第二号」を「第三十七条の十四の三第五項第一号」に改める部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同条第八項の改正規定、同条第十一項の改正規定（「第三十七条の十四の二第五項第一号」を「第三十七条の十四の三第五項第一号」に改める部分に限る。）、同条第十二項の改正規定（「第三十七条の十四の二第五項第三号」を「第三十七条の十四の三第五項第三号」に改める部分に限る。）、同条第十三項の改正規定（「第百六十五条第一項」を「第百六十五条第二項」に改める部分を除く。）、同条第十四項の改正規定（「第三十七条の十四の二第一項」を「第三十七条の十四の三第一項」に改める部分及び「第三十七条の十四の二第五項第三号」を「第三十七条の十四の三第五項第三号」に改める部分に限る。）、同条第十五項各号列記以外の部分の改正規定、同項第一号の改正規定（「第二十五条の十四第十五項第二号」を「第二十五条の十四第九項第一号」に、「第二十五条の十四第十五項第二号」を「第二十五条の十四第九項第二号」に改める部分を除く。）、同項第二号の改正規定、同項第三号の改正規定（「第二十五条の十四第十五項第三号」を「第二十五条の十四第九項第三号」に改める部分を除く。）、同項第五号の改正規定（「第二十五条の十四第十五項第四号」を「第二十五条の十四第九項第四号」に改める部分を除く。）、同条第十六項の改正規定（「第三十七条の十四の二第六項第四号」を「第三十七条の十四の三第六項」に改める部分に限る。）、同条第十七項の改正規定、同令第二十五条の十四の二第一項の改正規定（「第二十五条の十四第九項第六号」を「第二十五条の十四第九項第六号」に改める部分を除く。）、同条第十六項の改正規定（「第三十七条の十四の二第一項の改正規定